

元日本国籍者の方に対する居住証明の発行について

2025年7月29日
在ロサンゼルス日本国総領事館
領事警備班

在留証明については、日本国籍を有する方（二重国籍者を含む。）のみ申請ができます。既に日本国籍を離脱された方や喪失された方は在留証明の発給の対象外のため、米国公証人から公証を受けてください。

ただし、本邦の提出先から在外公館が発行する証明を求められており、かつ申請理由が以下の場合には、在留証明に代わり「居住証明」を発行することができます。

1 申請理由

日本における不動産登記手続き、年金受給、遺産相続手続き等

2 申請方法

「3 必要書類」とあわせて当館窓口で申請してください。なお、来館時は[こちら](#)から「申請」窓口を予約の上、ご来館ください。

3 必要書類

- 本人確認書類（米国運転免許証、米国パスポート等）（原本）
- 除籍（戸籍）謄本（原本）
- 現住所確認書類（米国運転免許証、納税証明書等）（原本）

4 注意事項

自らの意思で米国籍に帰化された方で、国籍喪失届を未提出の方は居住証明を申請時に国籍喪失届を提出してください。必要書類については[当館ホームページ](#)をご参照ください。